

1. 議事日程（第3日目）

（平成21年度安芸高田市決算審査特別委員会）

平成22年 9月28日
午後 1時 開議
於 第1委員会室

1、開 会

2、議 題

- (1) 認定第1号 平成21年度安芸高田市一般会計決算の認定について
- (2) 認定第7号 平成21年度安芸高田市公共下水道事業特別会計決算の認定について
- (3) 認定第8号 平成21年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計決算の認定について
- (4) 認定第9号 平成21年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計決算の認定について
- (5) 認定第10号 平成21年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計決算の認定について
- (6) 認定第11号 平成21年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計決算の認定について
- (7) 認定第12号 平成21年度安芸高田市簡易水道事業特別会計決算の認定について
- (8) 認定第13号 平成21年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計決算の認定について
- (9) 認定第14号 平成21年度安芸高田市水道事業決算の認定について
(討論・採決)
- (10) 認定第1号 平成21年度安芸高田市一般会計決算の認定について
- (11) 認定第2号 平成21年度安芸高田市国民健康保険特別会計決算の認定について
- (12) 認定第3号 平成21年度安芸高田市老人保健特別会計決算の認定について
- (13) 認定第4号 平成21年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- (14) 認定第5号 平成21年度安芸高田市介護保険特別会計決算の認定について
- (15) 認定第6号 平成21年度安芸高田市介護サービス特別会計決算の認定について
- (16) 認定第7号 平成21年度安芸高田市公共下水道事業特別会計決算の認定について
- (17) 認定第8号 平成21年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計決算の認定について
- (18) 認定第9号 平成21年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計決算の認定について
- (19) 認定第10号 平成21年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計決算の認定について

- (20) 認定第11号 平成21年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計決算の認定について
- (21) 認定第12号 平成21年度安芸高田市簡易水道事業特別会計決算の認定について
- (22) 認定第13号 平成21年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計決算の認定について
- (23) 認定第14号 平成21年度安芸高田市水道事業決算の認定について

3、閉会

2. 出席委員は次のとおりである。(9名)

委員長	赤川三郎	副委員長	山根温子
委員	前重昌敬	委員	石飛慶久
委員	児玉史則	委員	和田一雄
委員	水戸眞悟	委員	山本優
委員	入本和男		

3. 欠席委員は次のとおりである。(なし)

4. 安芸高田市議会委員会条例第21条の規定により出席した者の職氏名(38名)

市長	浜田一義	副市長	藤川幸典
総務企画部長	清水盤	会計管理者	立田昭男
産業振興部長	大野逸夫	建設部長(兼公営企業部長)	河野正治
行政経営課長	武岡隆文	行政経営課財政係長	西岡保典
地域営農課長	清水勝	地域営農課調整監	岩見宏
地域営農課主幹	叶丸一雅	農林水産課長	近永義和
農林水産課主幹	賀志古恵	農林水産課林業水産係長	吉原典之
商工観光課長	佐々木亮	商工観光課商工観光係長	横田清次
農業委員会事務局長	乗田省三	農業委員会事務局農地係長	大野泰典
管理課長	大田伸一郎	管理課工事検査員	増田正
管理課建設管理係長	河野恵	住宅政策課長	青山勝
住宅政策課住宅係長	小玉勝	建設課長	西原裕文
建設課主幹	岩崎邦久	建設課工務係長	小野直樹
水道課長	近永和明	水道課業務係長	佐々木幸浩
水道課建設係長	伊藤良治	下水道課長	上本文生
下水道課業務係長	大田雄司	下水道課建設係長	平野良生

清流園場長	田中公三	八千代支所長	藤本宏良
美土里支所長	岡田敦男	高宮支所長	宮木雅之
甲田支所長	箕越秀美	向原支所長	三上信行

5. 職務のため出席した事務局の職氏名（3名）

事務局長	佐々木清	事務局次長	外輪勇三
事務局主任	藤堂洋介		



午後1時00分 開議

○赤川委員長 ただいまの出席委員は9名でございます。定足数に達しておりますので、これより決算審査特別委員会を開会いたします。

本日の審査日程は、お手元に配付したとおりであります。

認定第1号、平成21年度安芸高田市一般会計決算の認定についてのうち産業振興部所管の審査を議題といたします。

産業振興部長から決算の概要について説明を求めます。

大野産業振興部長。

○大野産業振興部長 産業振興部でございます。よろしく願いいたします。私のほうから少し時間をいただきまして決算の概要につきまして御説明を申し上げます。

農林水産業を取り巻く環境は厳しいものがありますが、農業就業の場として位置づけることが重要だと考えています。そのためには1人400万から500万円の所得を上げないとなかなか後継者が育たない。希望の持てる経営を目指すためにさまざまな事業を展開してきたところでございます。広島県は大型農家法人一辺倒ですが、安芸高田市としましては兼業農家も地域の環境を守っていただく貴重な地域の担い手の一人であります。県の方針も進めながら、また市内の兼業農家、小規模農家の支援もしてきたところでございます。高齢化が進む中で地域の核となる担い手、これは大型農家でも法人でも集落営農組織でも、また機械利用組合でも最近はやりの農業に参入していただく企業でも集落の近くにこのような組織があれば、高齢化で耕作できなくなっても近くのだれかが耕作する環境があれば、5年ないし10年は当面農地は守れるのではないかと、そういう意味で集落営農支援事業費として昨年は5,344万8,000円を決算したところでございます。

また荒廃地がふえる中で農地の効率的な利用と保全の意味で中山間地域の直接支払事業、農地・水・環境保全向上対策事業を進めてきたところでございます。加えて農業の生産性の向上関係では、圃場整備事業費、土地改良区の運営も含めて1億4,000万円決算したところでございます。午前中にJA広島北部の元気野菜総合集出荷場の完成をしました。JA広島北部とも連携をして地産地消関係経費に900万5,868円決算をしました。また農道の関係経費では8,537万6,000円決算をしたところでございます。林業関係では効率的な木材の生産体制整備費として3,118万7,000円、県産材を活用する木材利用の実現と里山林の整備事業費として4,331万4,000円、適正な森林資源の管理の関係では分収造林、流域公益保全林関係経費として3,118万7,000円、林道の整備関係では1,816万1,000円決算をしたところでございます。

また水産業としましてはヤマメ、アユの持続的な利用体制の推進経費として130万4,000円、市民の暮らしの安全安心の確保、災害の早期完了に努め2,787万8,000円、鳥獣害対策としましては農地の保全対策も含め

6,946万8,000円、商工業の振興では今年度進めております企業立地の推進経費としまして昨年は105万4,000円、商工会活動の支援と活性化では3,348万9,000円、観光振興では歴史・文化的資源、自然環境も含めて市内の観光資源の有効活用を図る意味から1,628万円、観光振興事業費としましてはイベントの開催として姉妹都市交流も含め1,628万円決算をしたところでございます。

以上、21年の農林水産業費は15億7,751万2,554円を決算し、商工費として1億523万3,864円決算をいたしました。農林水産業費は20年に比べて1億6,066万3,088円増となっております。これは生産条件整備費としてネギの水耕栽培施設を1億4,290万1,000円で設置いたしました。これが主なものでございます。繰越明許費は農村整備費に1,755万円あります。これは深瀬地区、桂地区の圃場整備の関連繰り越しと林業振興費3,037万円ありますが、これは林道天王山線の改良工事関連でございます。また不用額につきましては、主に21年はふるさと農園が解散整理に入りましたので需用費は公有財産購入費等関連経費が不用となったものでございます。以上で総括説明を終わります。

○赤川委員長 以上で説明を終わります。

これより地域営農課に係る質疑に入ります。質疑はありますか。
和田委員。

○和田委員 今部長からも説明がございましたように、荒廃地等の再生利用、そういった時点で私は産業建設常任委員会に所属しておりますが、その中で所管事務調査として1つの事業としてシートパイプ工法というのを実際やっておるわけなんです、そういったものについて今後予算計上される面においても当然私は必要だろうと思うものでありますので、その辺のところを今後どういうふうにご検討されるかということをお尋ね申し上げます。

○赤川委員長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

清水地域営農課長。

○清水地域営農課長 荒廃地の関係でシートパイプ工法が有効だということの御質問でございます。本年度委員からのお話もありまして、現在吉田町の集落法人えーのーさんのほうで本年シートパイプ工法を施工させていただいて現在大豆の栽培を行っておるところでございます。これを検証するという意味で、どれだけの効果があって、この工法をやっていない大豆の圃場とどういった生産力あるいは乾田化の効果があるかについて、ことし検証しようということで今検証しておるところでございます。当然、圃場整備が行ってあっても、これは水田用の圃場整備ということで野菜をつくるということになれば乾田化が必要であろうということを考えております。そういう意味では乾田化するためにはこういったシートパイプ工法を初めとした暗渠排水の工事が有効であるということは承知しておるところでございます。これらの検証を踏まえて、来年度以降そういった観点から米から野菜等の栽培へ転換するための排水条件を整備するという

意味で、現在も暗渠排水の制度は単市でも持っておりますが、そこらをにらみながら検証をもとに来年度以降検討したいと考えております。以上でございます。

○赤川委員長 ほか質疑はありませんか。

石飛委員。

○石飛委員 鳥獣被害対策についてお尋ねしたいと思います。先ほど部長のほうからもお話がありましたように、鳥獣捕獲と合わせて6,800万円、のうち土壤改良とか水路引いても6,000万円という大きな予算措置なされてほんとに御苦労されてると思うんですが、平成22年の予算がたしか4,000万円だったと思うんですが、21年度の決算見ていろんな対応を今後とられると思いますが、補正予算も含めて今後どのような対応、21年度の結果ですね、鳥獣被害対策の結果を踏まえて22年度の方向性というものを示していただければと思います。

○赤川委員長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

清水地域営農課長。

○清水地域営農課長 地域営農課のほうは鳥獣害対策ということで防護柵の設置の補助事業を担当いたしております。委員御指摘のように毎年イノシシ、シカを中心とした鳥獣害被害については年々頭を悩ませているところでございまして、農業者からのそういった要望も年々高くなっていくということを認識いたしております。昨年につきましては、農地有効利用支援整備事業ということで単年度の国費事業ではございましたが、21年度については約3,000万円余りの鳥獣防護柵の設置であったり土壤改良であったり、水路等の改修がこの国費の事業で行っております。単市の対策事業としては鳥獣害防護柵の設置助成ということで1,564万3,000円ほどの補助金を交付させていただいております。年々そういったことがありますので、ところを踏まえながらやはり農業者にとって作物を栽培をしていざ収穫前にこういった鳥獣害の被害に遭うということになると、それこそ営農意欲を損なうということにもなりますので、担当課としてもできるだけこの単市なり国費の補助事業に乗っかってなおかつ各地域ぐるみで対応いただくように現在お願いをしておるところでございます。平成22年度につきましても、9月議会で要望額に見合う補正のほうをお願いをさせていただいております。今後ともそういった要望を見きわめて対応してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○赤川委員長 石飛委員。

○石飛委員 全員協でも説明をうけたんかもわかりませんが、21年度の鳥獣被害に対する被害額というものがわかれば教えてください。

○赤川委員長 答弁を求めます。暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後1時13分 休憩

午後1時13分 再開

~~~~~○~~~~~

- 赤川委員長 再開いたします。
清水地域営農課長。
- 清水地域営農課長 鳥獣害の被害額のお尋ねなのですが、農業者が農業共済のほうに加入をしておっていただく場合にはその額というのは共済組合のほうで把握は可能でございますが、市全体で鳥獣害イノシシ、シカを初めとする額については現在把握をしておりません。なかなかその額という部分については金額に積み上げてやるという作業が困難であろうというふうに考えております。想定される被害額ということについては市の鳥獣害防護柵の計画書ほうでは上がっておりますが、実際に実績として具体的な数字を現在把握をしている状況にはございません。以上でございます。
- 赤川委員長 ほかに質疑はありませんか。
山本委員。
- 山本委員 鳥獣害対策でございますが、八千代の場合は猿が結構おるんですよ。ヌートリアも相当市内にはおると思いますが、これらの対策はどういうふうにとられておるのか、今後どうされるのかというところを聞かせてください。
- 赤川委員長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。
近永農林水産課長。
- 近永農林水産課長 猿、ヌートリアの関係でございますけれども、猿、ヌートリアにつきましても有害鳥獣に指定をいたしております。猿につきましても22年度も実績はございますけれども、有害鳥獣駆除班に委託契約を結んでおりまして、その有害鳥獣駆除班に依頼して捕獲しておるのが実態でございます。ヌートリアについても同じような形になっております。以上です。
- 赤川委員長 山本委員。
- 山本委員 猿は年間どれぐらい捕獲されてるんですか。
- 赤川委員長 答弁を求めます。
近永農林水産課長。
- 近永農林水産課長 21年度におきましては2頭の捕獲をいたしております。
- 赤川委員長 山本委員。
- 山本委員 年間2頭ということで、なかなか猿は人間と一緒に頭がいいからすぐ逃げるというのもあるんですが、平原土井地区のほうとか大又地区は猿の被害がものすごくあるわけですよ。なるべくイノシシ、シカ対策も毎週やられてると思いますけれども継続してもっと野菜なんかああいうものの被害がないように市のほうの支援もしっかりとさせていただきたいと思っておりますので、その辺をこれからはどういうふうにされるのか、答弁を求めます。
- 赤川委員長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。
近永農林水産課長。
- 近永農林水産課長 委員御指摘のように猿につきましても捕獲頭数が少ないわけでございますけれども、どうしても発見されて通報が来てから出動すると現地で逃げるといったようなこともあるわけでございますけれども、そういったこと

も含めまして通報が入り次第早く現場に行けるような態勢等も検討いたしたいと思います。以上でございます。

○赤川委員長 今の有害鳥獣のことにつきましては、地域営農課と農林水産課とまたがっておりますので今回のことにつきましては地域営農課のことについての質疑でお願いしたいと思います。

ほかに質疑はありませんか。

和田委員。

○和田委員 地域営農課と林業の関係またがっておると思いますが、今までは有害鳥獣の問題と、これは次の段階だと思うんですが関連があるんで林業整備ということで双方とも補助金があると思うんですよ。それを今後関連性があるんで、例えば林業関係で整備をすればそこに鳥獣の環境も減ってくるんじゃないかと、有害鳥獣の環境が。ですからそういった関連性があるんで補助金の今後の有効な使い方、その辺のところの方向性といえますか、ビジョンをお尋ね申し上げます。

○赤川委員長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

清水地域営農課長。

○清水地域営農課長 鳥獣防護というのは総合的な対策が必要であるというふうに思っております。地域営農が担当してる防護柵も必要ですし、あるいは個体がふえたら当然駆除班にお願いをして駆除をいただくと。なおかつそういった鳥獣害が出にくい環境をつくるということについても非常に大切な観点だろうというふうに考えております。今御指摘になりました林業の関係でいうと広島県の県民森づくり事業の関係でバッファゾーンという整備の補助制度がございます。地域営農課に集落を挙げて防護柵の設置の申請に来られたときにはそういったことも情報としてお伝えして、総合的にそういった鳥獣害から守るような体制を集落を挙げて行っていただいたこともPRをしておるところでございます。そういったところについて今後も連携して鳥獣害が出にくい環境をつくることを推進していきたいと考えております。なおかつ農業者としてもやはり農業を行う者が当然義務として鳥獣害を防ぐということをしなくてはなりません。最近では特に冬場のそういったえさを地域の田んぼとか家の前に放置しておるといふようなこともそういった鳥獣害を招く要因になっておるようでございますので、そこらも含めて全体的な対策が必要になってくるだろうと考えております。以上でございます。

○赤川委員長 和田委員。

○和田委員 よくわかりましたので、今後そういった関連性のあることなんで、その補助金を有効利用していただきたいということをお願いして終わります。以上です。

○赤川委員長 ほかに質疑はありませんか。

入本委員。

○入本委員 総括でもいいんですが、繰越明許が出ておりますね。これの進捗状況も既に済んでおるのか、その点あたりを全体で結構ですので説明をお願い

いします。

○赤川委員長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。
清水地域営農課長。

○清水地域営農課長 地域営農課の関係の繰越明許費の進捗状況でございますが、中馬農道の付帯施設のトップヤードの関係で1,180万繰り越しをしております。その中で建築工事については本年6月10日に完成いたしました。それと造成工事についても6月16日に完成いたしております。現在は平成22年度のきめ細かな事業において舗装工事を現在行っております。その舗装工事が完了してトップヤードの工事がすべて終了ということになる予定になっております。以上でございます。

○赤川委員長 近永農林水産課長。

○近永農林水産課長 農林水産課におきましては農村整備費として繰り越しをいたしております。深瀬地区、桂地区の圃場整備に関連するものでございまして、この圃場整備の繰越分については現在完了いたしております。それから林業振興費におきまして林道天王山線の新設改良工事関連の繰り越しをいたしております。これにつきましても完了いたしております。21年度の繰越分におきまして274.1メートルの延長工事をいたしております。以上でございます。

○赤川委員長 ほかに質疑はありませんか。
和田委員。

○和田委員 今回の林道天王山線のことをございしましたが、これはとんでますか。
○赤川委員長 暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後1時26分 休憩

午後1時26分 再開

~~~~~○~~~~~

○赤川委員長 再開いたします。
山根委員。

○山根委員 119ページ、地産地消推進事業費について堆肥センターの件です。成果及び今後の課題について、堆肥の利用については拡大していく、また団体の活動を活性化するように支援していくということを上げられておりますけれども、現在堆肥が足りないという声も聞きます。特に堆肥センター自体が甲田、美土里、高宮と北のほうにありますので向原方面については堆肥が欲しくて甲田に行ってもない、分けてもらえないというような声も聞いたりすることがあるんですけども、これだけ地産地消で堆肥も循環型の農業を目指して堆肥センター等にもかなり投資をしてやっていく中で、これからどのように北にある堆肥を南のほうから全市に活用していくように方向性を考えられているのかお尋ねいたします。

○赤川委員長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。
清水地域営農課長。

○清水地域営農課長 委員御指摘のとおり堆肥センターについては市の北部3町にございま

す。向原、甲田、八千代方面に堆肥がなかなか供給しづらいのではないかと御指摘だろうと思います。3つの堆肥センターについては、それぞれ旧6町の2町ずつ3つの堆肥センターでうまく仕分けをして担当する町を指定しております。したがって指定したところでない場合は3つの堆肥センターでそれぞれやりくりをして供給するという体制になっておりますので、どこの堆肥センターに行っていたとしても、あるいはJAさんのほうにお願いしていただいても基本的には3つの堆肥センターから供給できるような体制は整えておるところでございますので、そういった足りないということの声があるとすれば、今後我々もその辺のところを気をつけねばならないと思いますし、美土里については非常に老朽化が進んでおりまして機器も非常に老朽化しておるところで堆肥の製造量についてもかなり厳しいところがございます。昨年から高宮堆肥センターについて全農さんが新たな堆肥を、製造してもらっておることがございますので、そこらも含めて将来的には3つの堆肥センターを同一の管理下に置くということで現在調整を進めておるところでございますので、市内全域にきちっと堆肥が行き渡るような形を今後も模索してまいりたいと考えております。以上でございます。

○赤川委員長 山根委員。

○山根委員 担当する町を指定されているということですが、詳しく専門ではありませんけれども堆肥においては野菜向きとか水稲向きとかやはりあると思うんですね。熟成段階での家庭の中でも違いが出てくると思います。甲田は袋詰めが多いとか聞きますし、高宮は圃場で散布するような形をとって全農以外はやってる形は知ってるんですけども、そういう中で町を指定するのがベターか、中馬にストックヤードもできました。そういうことで指定すればいいということではなくて、使える対象によってどこの堆肥がいいとか、そういう堆肥分析もしながら使って、市内で循環型を目指すという形の考え方でやるべきではないかと思えますけれども、これについてはいかがでしょうか。

○赤川委員長 答弁を求めます。

清水地域営農課長。

○清水地域営農課長 3つの堆肥の製造過程も確かに備品そのものが違いますので製造過程は違いますが、堆肥そのものの仕様については現在では大差がないと思っております。2町ずつ指定するという点については堆肥を製造してなおかつ散布するという作業が伴いますので、そういう意味で3つの堆肥センターについてそれぞれ1つの堆肥センターが2町を受け持って頼まれたときに堆肥を散布するという作業もプラスに、セットで行うものですから、そういった効率性を考えて2町ずつ受け持ちをさせていただいておりますが、今御指摘のように畑に使用するには甲田の袋詰めがいいということになれば、それは現在もそこから供給できるような形はとっておりますので、それは言ってもらえば十分対応できるような体制には現在しておりますので、その点よろしくお願ひしたいと思います。以

上でございます。

○赤川委員長 ほかに質疑はありませんか。

入本委員。

○入本委員 成果表の121ページのところに技術指導員の設置のところで12名が受講されて、その方が現在どのような状況になっておられるのかわかればお願いしたいのと、次の農業振興施設管理運営費のところの①八千代町四季の里の農園解散手数料というのが載っております。そういう状態で現在八千代のふるさと農園はどういう状況になったのか、2点伺います。

○赤川委員長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

清水地域営農課長。

○清水地域営農課長 就農塾のその後ということでございます。21年度については24名が参加していただいております。基礎コースのほうに24名、実践コースに12名ということで開催をいたしております。その後の追跡調査でございますが、基礎コースにおいては24名が受講いただいて2名がJAの野菜グループ、8名が産直元気市あるいはAコープ等に出荷をいただいております。そういった形で基礎コースを終えられて着実に就農いただいているというのが現実でございます。就農率については基礎コースについては42%、実践コースについては12名の受講人数でJAの野菜グループが2名、産直元気市出荷が5名ということで合計7名、就農率については58%ということで、100%に近づけるといのが目標でございますが、まず基礎コースで学んでいただいて、それをもとに実践コースで学んでいただきたいということで2コースを設けております。そういった成果があらわれたというふうに見ていただいております。

それから四季の里のふるさと農園の清算手続についてでございます。現在もう既に破綻手続の開始決定を受けて広島地方裁判所の民事部のほうで審理をいただいて、債権届も済んでおります。本年8月18日に第1回目の債権者集会を広島地方裁判所の民事執行センターのほうで開催をいたしました。次回が10月25日の予定でございます。その間にあらかたな債権者に対する配当があるというふうにお聞きしております。したがって第2回目の債権者集会である10月25日については、そういった債権者への配当も済んで近々10月25日以降についてはその手続が終了するというふうになるというふうに見通しておるところでございます。以上でございます。

○赤川委員長 ほかに質疑はありませんか。

[質疑なし]

質疑なしと認めます。これをもって地域営農課に係る質疑を終了いたします。

続いて農林水産課に係る質疑に入ります。質疑はありませんか。

水戸委員。

○水戸委員 有害鳥獣対策についてお考えなり少し説明を求めたいと思います。ちょっと緊急課題でございますので決算審査に直結はしてませんが、

先般来の美土里町一円におきますツキノワグマの出没事案につきましては、浜田市長を初めとして市当局におかれましては広島県行政また広島県警察本部並びに安芸高田市警察署、あるいは地域有害鳥獣駆除班並びに広島県クマレンジャー等々との連携を迅速に対応していただきまして、有害鳥獣駆除または緊急避難等の措置等々でその被害を農産物等の食害並びに畜舎の器物損壊等を最小限度にとどめることができたりまして、幸い今のところ児童生徒を初めとして人畜への被害が未然に防止されていることに対しまして、地域住民ともども感謝申し上げたいと思っておりますのでございます。

なお市長にお伺いしますが、今なおかつ数頭の出没が見られておりまして、今後とも予断を許さない状況でありますので警戒感を継続していただきますようお願いいたしますが、市長のお考えを伺います。

○赤川委員長 　　ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

浜田市長。

○浜田市長 　　先般も現地出動してもらったんですけれど、定期的に出てくるような状況も見られますので、今後その出没状況を的確に判断するとともに、このことがもちろん農作物に被害とかあるんですけれども、住民の方々にも及ぼさないように細心の注意を払っていきたいと思っております。この状況につきましては担当課と司法と十分実態を見きわめながら適切な対応または留意すべきところには留意していきたいと思っておりますので御理解を賜りたいと思っております。

○赤川委員長 　　水戸委員。

○水戸委員 　　ほんとに先般来、敬老会等々も通じまして市長も迅速に現場視察をされて幸い何頭かの駆除もできたということで喜んでおられました。ほんとにこの場をかりまして私のほうからお伝えを申し上げたいと思っております。どうぞよろしくお願ひしたいなと思うところがございます。

ということでございまして、実は133ページの件、先ほど来地域営農課とのかかわりも出ておりますけれども、全体では6,000万円以上の有害鳥獣対策費が講じられておると。そのうち市費だけをとらまえますと4,000万円余りになるんだらうと。市費だけと言いますといわゆる補助対象事業を除いたところが、ただこれは市費として大きな市費になるんじゃないかというふうに重要課題として私は見ておるところでございます。その中でも何がどうなってくるのかということを考えますと、ここでは加算委託料と書いてございますが、これは捕獲報賞金かな、1頭当たり幾らという部分だらうと思っております。ちょっと私のほうでお伺いしたいのは、この額は年々多分ふえていくんだらうというふうに私は推定してはいますが、頭数はもちろん書いてありますから、それに平成21年度では主にイノシシとシカだらうと思っております。先ほどのヌートリアの話も猿の話もありましたけれど、イノシシやシカの対策について1頭当たりの報賞金、しっぽ1本当たりイノシシが多分5,000円だらうと思うんですよ、21年度は。シカが7,000円かな。新年度にあつてはこれがシ

カが9,000円とイノシシが6,000円かな5,000円かな、そのままかな、のようになってるんですね。これは確かに猟友会とか地域駆除班との連携の中でこういう金額になってるということに多分答弁としてはなるんでしょうけど、例えばシカを1頭捕獲するとかイノシシを1頭捕獲するにしたってどちらも例えば10人なら10人の人手が要るわけですね。とれる場合もとれない場合もあるんですが、イノシシの捕獲報償金とシカの捕獲報償金がこれまでは前例も含めて5,000円と7,000円ということできてましたから、そのことについて思わんですが、今回極端に差がある、1頭当たりの捕獲報償金が、という形になっとる。もちろん各猟友会に対する委託料は60万円から30万円に落としてあるよという議論もあるんでしょうけど、その辺の単価設定について、いやいや駆除班の皆さんがそう言うてこうなったんですだけじゃなくて、市行政としてのポリシーの中で、有害鳥獣駆除に対するイニシアチブを市がとるとして、この9,000円と5,000円、その据え置きイノシシと9,000円、つまり2,000円アップのシカというのはどういう観点でなったのか、その経緯をお願いします。

○赤川委員長 　　ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

近永農林水産課長。

○近永農林水産課長 　　今水戸委員さんからのシカとイノシシの捕獲1頭ごとの単価の違いということでございますけども、被害的にはシカのほう結構多く出てきておるというのも事実だろうと思います。ふえてきておるというのも事実だろうと思いますけれども、この金額につきましては御存じのように今までずっと据え置いていたものをシカに限って2,000円ほど今年度から上げさせていただいたのは事実でございます。今後におきましても駆除班とか猟友会の皆様と話をしながら対応させていただきたいというのが現時点での回答、こういった回答しかできないのでございますけども、シカの頭数がふえてきたというのが実態だろうと思っております。以上でございます。

○赤川委員長 　　水戸委員。

○水戸委員 　　おっしゃろうとしていることもよくわかりますし、有害鳥獣駆除対策協議会がありますね。そこらでの調整という部分もあるんでしょうけど、市としまして片や据え置きで片やシカが2,000円アップよという片や9,000円ですからね、上げたものは今後は下げようと思ってもなかなか下がらんですよ。駆除班の方々のメンバーもよく知っておりますが、上げたものを下げようと思うたら下がらんですね。ですから実はそのときにイノシシのほうもそう言うても人手はかかるし弁当も要るんじゃないかと、ことしなんか酷暑でも昼までやっておられるところ随分あるんですが、ほんならまあ1,000円アップで、シカのほうも8,000円ぐらいでということはどうなんでしょうとかという1つの調整機能を果たされたほうがええんかなという提案をしとるわけです。

そうでないと今後、有害鳥獣対策への市費はとめどもなくかかってい

くと思うし、多分どこかで補正予算を組まなきゃ足らんようになる。各支所でそのしっぽに対してつまり報償金を計算して出しておられますが、口々にもう予算がないようになったとか、もうちょっと待ってくださいとか言うのを随分聞いておりますので。それと地域的には美土里、高宮でいうとシカの頭数よりイノシシが多いんです。冒頭も言いましたように、どちらを捕獲、駆除するにしても相当数の人数と弾は1発1頭に要るんです。ですから条件としては同じなんですよ。同じ苦勞がついて回るんですね。ですからそういうことも御理解なされて有害鳥獣駆除対策協議会あたりでは、いやイノシシだけ置いとくわけにはいきませんまいじゃないのこんなというような少しイニシアチブをとって指導体制もとってほしいなど。9,000円下げるわけにはいきませんので、多分もうお金ばっかりかかる話してもいけないんですが、やっぱりイノシシ対策としての駆除活動もあるわけで、こちらのほうも1,000円アップにしなきゃだめじゃないかというような議論をしてほしいと思います。ちょっとその辺の最後の答弁をお伺いして終わります。

○赤川委員長 委員に申し上げますが、9,000円というのは22年度のことでございまして、21年度のことに付いて質疑していただきたいと思います。

答弁を求めます。

近永農林水産課長。

○近永農林水産課長 今後におきましては、有害鳥獣対策協議会等の会議におきまして今の提案いただいたこと等を含めて協議させていただきたいと思います。以上でございます。

○赤川委員長 ほかに質疑はありませんか。

児玉委員。

○児玉委員 134ページの林業振興施設管理運営費の件ですが、これ340万円ほど今年度使われていてその施設の利用状況が書いてあるんですが、年間207名とか296名とか。こういったことで考えてみます今後の課題というのがここにまさに書いてあるとおりで、今後の継続と費用について検討整理する必要があると、全くそのとおりでと思うんですが、実際には事業規模の縮小か、あるいは停止かということになるんでしょうけれども、その辺をもう少し詳しいお考えが今おありならちょっと説明していただければと思うんですが。

○赤川委員長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

近永農林水産課長。

○近永農林水産課長 今の林業振興施設の運営費の関係でございすけども、134ページに掲げてありますように面山森林公園、エコビレッジかわねにつきまして指定管理をさせていただいております。この部分につきまして今後どうしていくかということも含めまして、極論としましては払い下げということもあるわけでございますけども、まだ補助金の適化法かかる部分もございすので、そこらの年度を頭に入れながら今後検討していきたいと考えております。以上でございます。

- 赤川委員長　ほかに質疑はありませんか。
〔質疑なし〕
質疑なしと認めます。これをもって農林水産課に係る質疑を終了いたします。
次に商工観光課に係る質疑に入ります。質疑はありませんか。
石飛委員。
- 石飛委員　商工観光課に対する全体的な説明を求めたいと思うんですが、商工観光課、課長を初め4人で、企業的には安芸高田市の社会経済の根幹を担うメンバーの方々、当然新企業立地には市長、副市長、トップ幹部の方々の助言があつて企業誘致はされてるとは思うんですが、実際に大きな経済を動かすなか、事業内容を見てみると、イベントとか商工施設の管理業務とかいう報告がどうしても目につくんですが、実際のところ空き家対策、定住のための空き家対策とか、その辺がまず1点、現在どのような状況で進んでいるのか。それと工業団地のほうとの連携、工業団地のほうも下水道が26年度には廃止ということで直結でまた新しい認可整備も行われられると思うんですが、工業団地の中との商工課との連携、それがどのようなになっているかを2点として。大きくそれと教育と観光を軸という言葉が過疎自立立法のほうには出てたと思うんですが、その辺を去年の事業ではまだ入ってないのか、今後検討するのか、それが3点目。一応3点ほど。
- 赤川委員長　ただいまの質疑に対し答弁を求めます。
佐々木商工観光課長。
- 佐々木商工観光課長　まず第1点目の空き家情報のことでございますが、空き家情報については現在6軒のものがございます。1件が協議中に入っております。その業務的な内容といたしましては、利用申し込みとそれからその施設を使いたいという人とだれかに使ってもらいたいという方々の条件をお聞きしましてそれをお互い電話があつたときにそれを紹介して、話は御本人同士でやっていただくという形のものをしております。業としてその空き家情報というのは対応しておりませんので情報の提供ですよという形の中で条件が合った方々があると、お話がつかましたということをしていただいてそれをホームページのほうで抹消したりという状況でございます。
- それから工業団地内とのかかわり合いということだと思いますが、以前は吉田の工業クラブというのが大浜のほうにあつたと思うんですが、今それは解散されておまして、そこの中においての特別な工業団地内においてのお話し合いというものについては現在ではございません。
- それから、教育と観光というものにつきましては現在私どものほうではそれを予算化していくという状況までには至っておりません。以上でございます。
- 赤川委員長　石飛委員。
○石飛委員　空き家対策の利用申し込みのあつせんということは考えるということ

ですが、よその自治体では結構宅建業者に任せてやってるところがあるんですが、そういう御検討はされていませんか。

○赤川委員長 答弁を求めます。

佐々木商工観光課長。

○佐々木商工観光課長 他の市町では今のように業者の方等と協定書を結びましてそれをされているというところがございます。まだ私どものほうについてはそこまでの件数もそう多くございませんという判断におきまして、今のところ今までどおりである程度まではやっていったほうがいいんじゃないかという判断をしております。将来的に例えばふえる、業者の方と連絡をとり合ってそれからそれをどんどん利用していただくためにはその業者さんとの協定というのは必要になってくるんじゃないかとは思っております。以上です。

○赤川委員長 ほかに質疑はありませんか。

和田委員。

○和田委員 関連の意見ですが、今の空き家対策ですよ。これは今言われたように調査をしてということはされないわけですか。いっぱいありますよ。それをやはり一緒になって言ってもあれですから、一応調査もして今言われたように業者なり等にも相談をしたりいろいろされたほうがいいんじゃないかと。それからホームページに出してあると言われますけど、ホームページを見ん者もおりますし古いのもあるんですよ。実際調べるときに古いのもあるし、売れてるやつもまだ出てる、その辺の調査もされてるかどうか、今後のそういった取り組みをお答え願いたいと思います。

○赤川委員長 答弁を求めます。

浜田市長。

○浜田市長 非常に申しわけございません。一応観光行政の中に例えば今委員御指摘のように、空き家対策についてはホームページで調べてくれやというような消極的な対策なんで、先般農協とも話したり農業委員会とも話してるんですけども、安芸高田市の今の空き家を使うということは市にとってやっぱり定住対策の大きな一環。下手な住宅対策よりも非常に効果あると思ってます。今後積極的な展開をしていきたいと思ってます。今うちのほう例えばいろんな工場とか目について非常に申しわけない、ホームページに頼っておるというのが現状なんでこれじゃ対策になってないんで、委員御指摘のように今後そういう体系をとってみたいと。それから民間の活用にしてもやっぱりおっしゃるように民間の方々の不動産屋さん方と連携とりながらしっかり使うことも考えていきたいと思っております。

それから先ほどの教育との関連です。それは私が一番悪いんですけども、あいまいな位置づけにしておきましてサンフレッチェはこっちスポーツのほうはこっちとかいうようにそこらも明確にしながら、しっかり対策を講じていきたいと思っております。そういうことを仕事を踏ま

えてちゃんと今の観光課の職員が今でベターかどうかというのをしっかりこれからも考えていかないけん。今そここのところをいってませんので行政が責任を持ってその辺はどうあるべきかというのもしっかり考えていきたいと思っております。このたびの多文化共生にしても今の商工の工業の方は非常に興味を持っておられます。この辺の対応をするにしても今の組織でいいのかということもございまして、どこがいいのかとか、いろんな大きな角度からこの大事な問題は取り上げていきたいと思っておりますので御協力をよろしくお願ひしたいと思っております。みんなが基本的には協力してなくてないけない。農業委員会も言うてこいやというような話もある。農協のほうも安芸高田市一緒にやろうじゃないかと。だれがやるんかというたらみんなぼけてしまうということなんで、どこまでいくか分かりませんが我々もそこらを踏まえながら考えていきたいと思っております。今までのことについてはやっぱりそういう情報が入るシステムにはなっていないということで、いいか悪いかというのは別ですよ。今後はそれを入れるようにしていきたいと、そのためには現状の空き家の状況をしっかり調べて、しっかりうって出んといけんと思うんです。

それからもう1つ、こういうこととかかわる話でございまして。今大野部長のところ安芸高田市の顧客名簿というのをつくろうと思っております。美土里町さんがやっておられますけど出身者を書いたものですね。これは非常に効果があると思うんで、これを全組織、安芸高田市としてつくっていけば、こういうようなつき合いの中で空き家対策の問題も片づいてくるし、地産地消の問題もある程度片づいていくし、ここの出身者というのはよその県の方に比べて非常に安芸高田市については好意的なんで、大きく考えると企業誘致にもつながるかもしれないということなんで、こういう幅広い取り組みしていきたいと思っておりますので御理解を賜りたいと思っております。

○赤川委員長 ほかに質疑はありませんか。

山本委員。

○山本委員 2点ほど聞かせてもらいます。商工業振興費に要する経費が4,300万円ほど見てありますが、これは私が思うに商工業関係者と市の職員との交流が余りにも少ないように思う。今後この商工業関係者とのトップ級でもいいですからそういう交流をもっとすれば、こういう対策ももっとふえるんじゃないかと思っておりますので、これについての今後の対応について1つ。

それともう1点は観光振興に要する経費で2,800万ぐらい。これも実施内容で主な事業費ここに出しておりますけども、安芸高田市の中には観光の振興になるようなものがいっぱいあるわけですよ。そのPRに努めたところに書いてあるんですが、PR全然知りませんよというような市内の人もおられるわけですよ。神楽門前行ってここに泊まって食事ができるんかというのを知らない若い人もおる。身近なところで八千代の野外キャンプ場、いい施設があります。どこにそんなものがあるんですか

というのがいっぱいあるんですよ。もっと足元を見て、観光振興するんだったら足元を見ながら何があるかをほんと市民に、市民だけでなく市内外へアピールできるPRをしてもらいたいと思うんですが、今後の対策についてお伺いいたします。

○赤川委員長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

佐々木商工観光課長。

○佐々木商工観光課長 まず第1点目の商工関係者と行政との交流が少ないのではないかということですが、現在安芸高田市工業会等を通じましてその会議、総会するとか研修会なんかにおきまして、市長さんを初め出席いただきそこで講演いただき、それから名刺交換等を行うというようなものを21年度は行っております。またこの対策協議会というものもございまして、ここに書いてございますように学校長さんそれから担当の先生、ハローワーク、それから工業会の方、そういうようなんでいろんな交流を持たせていただいております。まだ少ないと言われるのは多分そういうふうにありますし、なかなか雇用主の方のほうもやはり経費等に左右されてなかなか月末は出にくいとか、月初めのほうにはなかなか関連会社等の会議等いろんなことがございます。その間を抜けまして今言いました2つの会等を催しております。今後につきましては今の工業会等を十分活用させていただきましてもっと数多いそういう研修会等を持ちまして市との交流ができるように、今の工業会の会長のほうと代表幹事のほうとお話をしているところでございます。

それから観光情報をしているのかと、もっと足元を大事にしたらどうかということですが。私も2年やってまいりまして外側から顧客を誘致して観光として観光地、観光施設それからそれに付随する買い物等に外の方も安芸高田市以外の方も引っ張り込むというのを考えておりましたが、先ほど山本委員さんが言われたようにやはり安芸高田市の方にも十分そういう観光施設を利用いただくことは大切じゃないかと思っております。ひとつ試案ではございますが、有線無線を通しまして例えば週末のイベント、観光情報等を流してみたらどうかというのも考えておるようなところでございます。以上です。

○赤川委員長 ほかに質疑はありませんか。

山本委員。

○山本委員 有線放送などのPRもっともっとしてほしいと思うんですが、それとさっきの交流会についてもトップ級のスケジュールがなかなか合わんから年に2回ぐらいしかできんとかどうのという言いわけがありましたけれども、市のほうで主導的にやるから来てくださいというような体制がとれないものか、観光振興課側が主導でもっと力を発揮してもらいたいと思うので、それについて答弁と、さっき言いましたように観光についてはもっと有線放送でPRとか無線もありますが、PRしとるしとると言いながらなかなかできてないところがありますので、やっぱりそこも観光振興課でリーダーシップを取ってもっとどんどん前に出ていただき

たいと思いますので、今後についての心がまえをお聞きいたします。

○赤川委員長 答弁を求めます。

佐々木商工観光課長。

○佐々木商工観光課長 第1点目の件でございますが、商工観光課で来てくださるとリーダー的なことを実はやっております。会議をする前は必ず今の工業会の各町の代表者の方につきましては、訪ねていかせていただいて説明して参加のお願いをしているところでございますが、やはり昨今のそういう景気の中で自分ところの会社のラインの流れとか、そういうところによってなかなか最初の日には行ったときはオーケーや参加しようとなるんですが、なかなか出られないということがございます。なるべく参加していただくように私どものほうも前向きに取り組んでまいりたいと思います。

2点目の観光PRの件につきましても、委員御指摘のようにやっても知っていない人もおるといことは基本的にはやってないということになるろうと思います。積極的にいろんな方策をとりながら皆さんにわかりやすいように伝えていくよう対応させていただきます。終わります。

○赤川委員長 ほかに質疑はありませんか。

和田委員。

○和田委員 関連意見なんですけど、今主導は商工観光課のほうを持って工業会、商工業界のほうへいろいろお願いをして、そういった議題等を議論していくというような方向を今までやってこられたと思うんですが、趣向を変えて主導を商工業界のほうへ持っていて、今やられてる方向を変えたらどうですか。一遍それをやられてまたおかしかったら戻りゃいいですが、私ら考えるのに何か工業協会のほう、我々も商工会に入ってますけど全然そういう気がないですよ。ですから実際そこをお願いをするのを来てくださというのではなしに、向こうから来てくださという方向を持っていくとか、ここから出向で出るとかというような格好にしたほうが私は主導をその会のほうへ持っていていただいたほうがよりいい考えも、発想も出ていくんじゃないかと思うんですけどね。そこら辺をどういうふうに思われるかお答えください。

○赤川委員長 答弁を求めます。

浜田市長。

○浜田市長 商工行政というのはやっぱり狭義な意味と、しっかり行政としてやるには景気の対策とかいろいろございますので、その支援ゾーンを預けるというのは検討していかなあかんと。ただ出せるものを出したり人事交流というのはこれからも考えていかないけんということなんで、御理解してもらいたいと思います。

○赤川委員長 ほかに質疑はありませんか。

山根委員。

○山根委員 関連です。今まで観光振興についていろいろ質疑がありましたけれども、市としては安芸高田市観光振興計画というのが平成21年6カ年計画で上げてらっしゃいます。この中で計画策定委員が観光協会いろいろな

方、広大の准教授もコーディネーターとしてかかわって出されております。その中にまず一番重要なのは観光協会等の組織の設立をまずやるのが重要である。その上でいろんなステップを実際に組み立てていくのが重要であると書いてらっしゃいます。これ多分200万円ぐらいでしたかね、振興ビジョンの策定で予算がついて21年度中ずっと検討されてできたものですね。この計画がそれ以降どのように反映されているのか、そこのところをお伺いしたいということ、また観光協会等の組織というものの設立についてどのように考えてらっしゃるのかお尋ねいたします。

○赤川委員長 答弁を求めます。

佐々木商工観光課長。

○佐々木商工観光課長 観光協会の設立ということに関しましては出ましてからかなり商工会の方とか商工事業者の方とお話を1年間かけてしまして安芸高田市の中でどういう格好が一番ベストなのか、他の市町村のことも見ましてどういうところで所管していただくのが一番いいのだろうかというふうなところを研究し、それから中で話をしてまいりました。実は今年度商工会のほうに商業部会というのがございますので、そこのところでひとつ御協議、観光協会の設立について御協議願えないだろうかという話は今なげかけてはおります。ただこれもいろんな観光協会に入られるものにおきましてもいろんな形がございますので、それが全体的うまく会としてできるかどうかというのもあろうと思います。それのところも考えまして今現実に目の前のPR等をやっていくについては、さしむきは商工観光課のほうでやっというふうな形で今現在来ているところでございます。以上です。

○赤川委員長 山根委員。

○山根委員 計画というのはつくったからそれでもういいというものではないというふうには認識されていると思いますけれども、各地域の観光協会の会長がかかわっている中で、どうしてそのときに次のステップのつなげる一歩が踏み出してなかったのか、そういうところはしっかりとこの計画をただ眠らせておくだけじゃなくて、こういう計画ができましたというのではなくもっと詰めていってほしいと思います。これは組織の設立が重要で、その上で次の実施のステップについて考えると。ステップも上げてありますけど、ほんと具体的に年次計画とかそういうものが上がってません。それはどうなるのか、その次の実施計画なり、そういうものを立てて考えられていたのかと思いましたが、これからの計画また対応に期待いたしますのでしっかりと観光も大事です産業も大事です。本当にこれからの安芸高田市を背負っていくものと考えますので対応をよろしくお願いいたします。

○赤川委員長 答弁を求めます。

佐々木商工観光課長。

○佐々木商工観光課長 委員の御意見大変ありがとうございます。観光計画の中でできるものはできるものからやっておりますが、先ほど言いましたように観光協会

の設立は、設立したそこから初めでありますが、それもやはりそこにかかわる人間という運用していく人というのもつくっていかなくちゃならないというものもございます。その辺で今なかなか形が見えないという状態にはなっておりますが、22、23年度において十分働きを考えながらそれ以降で何とか立ちあげまでできるようにと考えております。大変ありがたい御意見でございました。よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

○赤川委員長 ほかに質疑はありませんか。

[質疑なし]

質疑なしと認めます。これをもって商工観光課に係る質疑を終了いたします。

ここで2時30分まで休憩といたしたいと思ひます。

~~~~~○~~~~~

午後2時18分 休憩

午後2時30分 再開

~~~~~○~~~~~

○赤川委員長 それでは休憩を閉じて再開いたします。

続いて認定第1号、平成21年度安芸高田市一般会計決算の認定についてのうち農業委員会所管の審査を議題といたします。

農業委員会事務局長から決算の概要について説明を求めます。

乗田農業委員会事務局長。

○乗田農業委員会事務局長

それでは農業委員会におけます平成21年度の決算の概要について説明させていただきます。主要施策の成果に関する説明書では112、113ページでございます。なお決算書では105、106ページでございます。決算額でございますけれども1,548万698円で委員の報酬が主なものでございます。最初に農地法の許可関係事務につきましては112ページに掲げておりますように205件ございました。成果でございますが特に課題としまして、優良農地いわゆる土地改良事業を行った農地の有効利用を図るために今後においても引き続き農地法に基づきます公平公正な審議に取り組むことが重要であろうと思っております。

またパトロールにおきましても各町の皆さんにパトロールをしていただいておりますけれども、もっと市民に見えるパトロールが必要ではなかろうかと思っております。

次に同じく112ページの下でございますけれども、利用権設定事業ですが、再設定、新規で350ヘクタール弱の設定を見ております。成果・課題でございますが、成果としましては高齢者や後継者不足によりまして耕作放棄地が増加しております中で担い手等へ集積されまして農地の有効利用が少しでも図られてると思っております。課題としましては不在地主所有農地の実態調査を行いまして遊休農地の仲介等あっせんを進めて遊休化を防ぐ必要があると思っております。

次に113ページの農業者年金でございますけれども、課題としまして

は平成21年度においては新規の加入者を募ることができませんでした。今後も引き続きまして市あるいは農業委員会だよりの広報誌だけではなく農協の広報誌も活用しながら未加入認定農業者等への加入促進に向けた働きかけの必要があると思っております。以上でございます。

○赤川委員長

以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

水戸委員。

○水戸委員

ちょっと聞き漏らしたかもわかりませんが、農地転用のところの所有権移転等、つまり3,4,5条の中で農地改良つまり圃場整備事業が済んでおる余剰農用地の示す割合はこの中でどの程度なのでしょうか。わかりましたら教えてください。

○赤川委員長

ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

乗田農業委員会事務局長。

○乗田農業委員会事務局長

大変失礼なんですか、1種農地についての資料は今持っておりません。また後日提出させていただければと思います。

○赤川委員長

ほかに質疑はありませんか。

[質疑なし]

質疑なしと認めます。これをもって認定第1号、平成21年度安芸高田市一般会計決算の認定についてのうち農業委員会所管の質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後2時34分 休憩

午後2時36分 再開

~~~~~○~~~~~

○赤川委員長

再開いたします。

続きまして認定第1号、平成21年度安芸高田市一般会計決算の認定についてのうち建設部所管の審査を議題といたします。

建設部長から決算の概要について説明を求めます。

河野建設部長。

○河野建設部長

それでは建設部の決算でございます。どうぞよろしく願いいたします。

まず一般会計であります。決算額として29億384万7,836円を執行しております。内訳としましては、総務管理費の中でJR線対策事業、市営駐車場管理事業費等で629万206円、衛生費の水道下水浄化槽設置事業、し尿処理費や清流園管理費等で10億5,340万4,281円、農業費の中で農業集落排水事業特別会計への繰出金として2億5,830万9,000円、土木費の道路河川維持改良及び住宅等で15億2,694万3,958円、それから道路河川の災害復旧費としまして5,890万390円の執行でございます。そのほかに地域振興費の経済対策としまして1億7,231万9,551円の支出を見ておるところでございます。以上一般会計の概要でございますが、どうぞよろ

しくお願いいたします。

○赤川委員長 以上で説明を終わります。
これより管理課に係る質疑に入ります。質疑はありませんか。
前重委員。

○前重委員 入札工事検査管理費というところで148ページの電子入札というところで、まず1点この電子入札建設工事、コンサルタント業務すべて電子入札ということで実施されとる中で、まずその後のその他、これが67の入札件数のうちで入札が6件ということでこの辺がどういう形であるかちょっと教えていただければと思います、内容ですね。
それからあと1点、この電子入札どうしても電子入札ということで見えない部分があるかと思うんですが、そういう電子入札を行った結果、こうした何億もの費用が工事で発注される中、公平公正の中で建設業者等が偏りがちな形で結果として、これはしょうがないんですが、そういったところが出てないか、そうしたところどうなのか、そこまで目を張られているかどうかちょっとその辺を2点お聞きさせていただければと思います。

○赤川委員長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。
大田管理課長。

○大田管理課長 その他の物品のことでございますが、これは建設工事の中で電子入札のほうへ登録されてる業者で役務の提供で入札をするといった場合は電子入札でしております。それが6件ございます。それから先ほどの入札の関係でございますが、平成19年10月から一般競争入札を導入いたしました。1,000万円以上の工事について導入をすることにいたしましたわけですが、その結果、希望される業者さんは応札できるという形の中で入札を執行してまいっております。我々としては公平な入札であるという認識を持っております。以上です。

○赤川委員長 ほかに質疑はありませんか。
山本委員。

○山本委員 今の148ページで電子入札システムに未登録者が20社程度あるとありますが、これらの入札に対する対応はどうなってるのかお聞きします。

○赤川委員長 答弁を求めます。
大田管理課長。

○大田管理課長 現在20社程度と書いておりますが、主に建築工事業者さんでございます。この入札ですが、あくまでも電子入札で行います。電子入札で行いますが登録をされておられませんので、これは期日までに紙で入札書及び工事内訳書を提出していただきます。開札日に我々担当官でその入札書を開封して電子の中へ手入力で入力をします。そして落札すると。改札して落札するというシステムをとっております。以上です。

○赤川委員長 山本委員。

○山本委員 これは何で登録をされないのか、理由はあるんですか。

○赤川委員長 答弁を求めます。

大田管理課長。

○大田管理課長 建築の場合、今までに入札件数がそれほど多くございません。したがって、その登録をするのに県のほうの電子システムに登録し、ICカードというカードを取得するんですが、それも経費を投入してするというので、土木工事ほど件数がないものですから普及がなかなか行かないというのが現状でございます。

○赤川委員長 ほかに質疑はありませんか。

児玉委員。

○児玉委員 149ページの交通対策事業費の中で駐車場の関係があるんですが、向原町の場合は利用率が非常に少ないという状況になってるおるんですが、実は私もきょう娘の駐車場で来月から使わせてくださいということで申し込んできたんですが、朝の送迎に来られる方で吉田のほうから来られる方によく出合うんですが、子どもさんに乗ってきて。ところが子どもさんが車の免許を持たれているから駐車場に置けばいいじゃないかと言うと、あそこに駐車場があったんですかというようなお話になるんですね。ぜひこの辺のPRをもう少しして、この活用を考えていただければと思うんですが、今アピールの仕方、どういう方法とっておられるか、何かありますか。

○赤川委員長 答弁を求めます。

大田管理課長。

○大田管理課長 駐車場のPRという形ではしておりません。ただ私が把握しておりますのは、かなり月極めの駐車場の利用者、それから一時利用ですが向原でいいますと年間で延べで2,360台程度一時利用ございます。ある程度利用はしていただいておりますんじゃないかというふうに私は感じております。

○赤川委員長 児玉委員。

○児玉委員 新卒の方というのか高校卒業されたら大概免許を取られると思うんですが、そういう方にはぜひ紹介していただくような形でやっていただければまたもっと普及が上がるんじゃないかと思うんです。その辺をぜひお願いしたいと思うんですが。

○赤川委員長 答弁を求めます。

大田管理課長。

○大田管理課長 可能な限りそういったPRをさせたいと思います。

○赤川委員長 ほかに質疑はありませんか。

入本委員。

○入本委員 今の交通対策事業で甲田と向原には駅があります。それから甲田の場合は青空駐車場だったりして使用料の徴収が自主申告とかというような問題があったりして、そのあたりのトラブルとか収入はどのぐらい、使用料は。

○赤川委員長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

大田管理課長。

- 大田管理課長 甲田の場合は一部券売機を設けてない駐車場がございます。そこには自主的にお金を入れていただくような形をとっておりますが、甲田の場合、一時利用としては第2と第3駐車場、第3駐車場のほうが券売機ございますが、それらを含めて金額的には54万円程度、利用台数でいいますと年間1,350台程度の利用がございます。
- それとトラブルということなんですが、トラブルにつきましては月極めの駐車場に一時利用の方が入れられてるということで月極めの方が苦情を言ってこられます。月極めで確保してるのによその乗用車が入ってるということで苦情をいただくことも多々ございます。今は月極めの方は、ここは月極めですよというような形でポールを置いたりして一時利用の方にはとめていただかないような対策を講じておるところでございます。以上です。
- 赤川委員長 ほかに質疑はありませんか。
〔質疑なし〕
質疑なしと認めます。これをもって管理課に係る質疑を終了いたします。
- 続いて住宅政策課に係る質疑に入ります。質疑はありませんか。
児玉委員。
- 児玉委員 150ページの住宅管理課の関係ですが、政策的なこの空き家という意味合いを教えてくださいませんか。
- 赤川委員長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。
青山住宅政策課長。
- 青山住宅政策課長 この政策空き家と申しますのは、老朽、耐用年限を超えた住宅でもう廃止を予定している住宅については、入居されておられると今度なかなか廃止しづらいところがあります。その点につきましては計画的に募集停止をかけて政策的に空き家とつくっているというのが政策空き家でございます。以上でございます。
- 赤川委員長 ほかに質疑はありませんか。
〔質疑なし〕
質疑なしと認めます。これをもって住宅政策課に係る質疑を終了いたします。
- 次に建設課に係る質疑に入ります。質疑はありませんか。
前重委員。
- 前重委員 地域高規格道路対策費、155ページのところで成果及び今後の課題というところで吉田地区側がこの21年度でほぼ完了したということでそこに用地が94.3%、建物移転が86.4%ということで100%にはなっていないということなんですが、この辺は今後今年度ぐらいではもう完了ということで大體了解をしておけばよろしいでしょうか。
- 赤川委員長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。
西原建設課長。
- 西原建設課長 地域高規格道路の吉田側の進捗状況ということでございますが、用地

につきましては合計106筆のうち100筆完了いたしましたして94.3%、それから建物移転につきましては22戸のうち19戸が移転補償が完了いたしましたして86.4%という数字となっております。また今後につきましては建物移転につきましては今年度残り3戸のうち1戸は既に契約が済んでおる予定でございます。それから残りにつきましても交渉を進めてまいりたいと、それから用地につきましても残りの数も少ないんですけども、なるべく今年度に完了するように交渉を継続して続けてまいりたいという気持ちでございます。以上でございます。

○赤川委員長 前重委員。

○前重委員 今年度で予定をしているということで、もしこれがおくれたときに次の計画等があると思うんですが、その辺に支障はないような形でいいんですかね。

○赤川委員長 答弁を求めます。

西原建設課長。

○西原建設課長 今年度につきましては予算的には4億6,000万円程度ついておるんですけども、向原側が今現在吉田と正力地区の約3,2キロの区間につきまして第1期工区ということで事業を進めておるところでございますけれども、向原町正力側につきましても昨年用地測量、建物調査が済んでおりますので、それを踏まえて今年度用地買収、建物移転の交渉に入っている計画でございますので、進捗が鈍らないように頑張ってもらいたいというふうに考えております。以上です。

○赤川委員長 ほかに質疑はありませんか。

入本委員。

○入本委員 市道の管理費のところでも市長さんに伺いたいんですが、農道リフレッシュ事業は非常に成果を出されて終わったわけなんです。それで農道リフレッシュ事業で出されたら市道だったというのが20メートルとか30メートルというようなところは市道として残ってる地域があるんですね。そういうところは市道リフレッシュ事業じゃないんですが、これはやれないと農道リフレッシュ事業でできたけど、そのつながりが市道になってるためにできないとかいうようないろんな状況が発生してることも事実なんです。支所のほうに聞いたら市道の管理費として大体3,000万円ぐらいもらってるけど7割から8割ぐらい使って、あと冬場の除雪作業に残してるんだというような状況があるんです。それで未舗装の分についての予算的なものが全く現在ないというような状況が発生してるわけ。それでこの分について市道ですから全額市の負担になるわけですが、長期対策として年間1,000万円でも結構ですので、優先順位等をつけていただいて長期計画で各支所に200万円ぐらいずつでもあればリフレッシュ事業との関連が解決すると思うんですが、市長さんその農道のほうは大体リフレッシュ事業済んだように聞くんですが、そのあたり市道として残るのがあるわけなんです。そのあたりはどのようにお考えでしょう。

○赤川委員長 浜田市長。

○浜田市長 このたびの特例が農道リフレッシュ事業なんですね。公共事業はできるだけSがつく複数ということなんで、ケースは家が1軒とかいうことでこのたび特別な枠でやらせてもらいました。本来ならこれ公共事業としては取り扱えないところなんです。だからこれは特例です。今委員御指摘のように市道が残ってるということなら必修科目なんでやっぱりそういうところが残ってればちゃんとどういように対応するかというのは検討してから予算もつけていきたいと思ってます。ただその場合、全体的な市道の改良ということになりますので、その辺は優先順位については決めさせてもらいたいと思います。むしろ市道が残ったということは今の農道リフレッシュ事業よりか優先をしないといけんところなんです。本来。あらゆるところをやってないわけですから、よく調査をしてうまく事業の効出るようにしっかり考えていきますので御理解ください。

○赤川委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。これをもって建設課に係る質疑を終了いたします。

次に下水道課に係る質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。これをもって下水道課に係る質疑を終了いたします。

次に水道課に係る質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。これをもって水道課に係る質疑を終了いたします。

以上で認定第1号、平成21年度安芸高田市一般会計決算の認定についてのうち建設部所管の質疑を終了いたします。

暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~

午後2時58分 休憩

午後3時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○赤川委員長 再開いたします。

続いて認定第7号、平成21年度安芸高田市公共下水道事業特別会計決算の認定についての件を議題といたします。

建設部長から決算の概要について説明を求めます。

河野建設部長。

○河野建設部長 それでは特別会計の決算の概要について説明させていただきます。

21年度公共下水道事業特別会計決算の概要についてでございますが、歳入決算総額につきましては3億5,400万8,061円で、歳出決算額3億4,262万3,584円ございました。これは吉田町内の都市計画区域内にお

ける用途区域を中心とした下水管路の整備や施設の維持管理費に係る経費でございます。以上よろしく願いいたします。

○赤川委員長

以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

石飛委員。

○石飛委員

201ページですが、事業認可ということで実施計画の23年度で大体終了予定になってくるんだと思うんですが、後年度整備延長が13.6というところで1年間に3キロ進んで4年で完成というような見通しと読んでよろしいのでしょうか。

○赤川委員長

ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

上本下水道課長。

○上本下水道課長

ただいまの御質問にお答えいたします。

公共下水道はおおむね5年ないし7年の整備期間で認可を受けております。今公共下水道関連の特環、丹比地区、可愛地区、郷野地区、八千代におきましては下根地区、上根地区、これを全体計画の見直し、要するに下水道から浄化槽へ見直しをかける作業を実施しておりまして、これに伴いましてこの結論がおおむね出ておりますけど今から県と協議を重ねまして、実質それでオーケーという形になれば来年度変更認可申請をする予定にしております。それでまた5年ないし7年は一応市の実施計画では26年度までに吉田処理区も八千代処理区も完了する予定にしておりますので、御質問の内容でありましたとおりに来年度変更認可申請して来年度中に認可を受けたいと考えております。以上でございます。

○赤川委員長

ほかに質疑はありませんか。

入本委員。

○入本委員

決算書254ページの不納欠損額が5万円出ているわけですが、この理由とそれから264ページに同じく繰越明許費の件なんですが、これは現在どのような状況になっておるのかお願いしたいと思います。

○赤川委員長

ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

上本下水道課長。

○上本下水道課長

不納欠損の質問でよろしいでしょうか。1件不納欠損で処分しております。内容としては本人が亡くなられて相続人全員が相続を放棄されて21年の10月19日に執行停止をかけております。執行停止というのは地方税法第15条7項第5項によって8,425円の不納欠損で8,425円の処理をしております。分担金は当初分割納付をお願いしていたわけなんですけど、生活が困窮したため中断して何度も交渉したんですが、なかなか納めていただけなくて、5年を経過して時効ということで不納欠損で処分しております。

それと繰り越しについては係長のほうから御説明申し上げます。

○赤川委員長

平野下水道課建設係長。

○平野下水道課建設係長

公共下水道事業の繰越明許の状況についてお答えいたします。

公共下水道吉田処理区におきましては管路工事4工区、マンホールポ

ンプ3カ所の繰り越しを行っております。現在管路工事4工区のうち2つの工区が完了しております。残りの2つの工区につきましては現在約70%の進捗率でございます。マンホールポンプにおきましては3カ所のうち2カ所が設置完了しております、1カ所が現在工事中となっております。以上でございます。

○赤川委員長 ほか質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。これをもって認定第7号、平成21年度安芸高田市公共下水道事業特別会計決算の認定についての質疑を終了いたします。

続いて認定第8号、平成21年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計決算の認定についての件を議題といたします。

建設部長から決算の概要について説明を求めます。

河野建設部長。

○河野建設部長 平成21年度の特定環境保全公共下水道事業特別会計決算の概要について御説明申し上げます。

歳入決算総額5億4,041万5,393円、歳出決算総額としまして5億2,262万9,199円ございました。その主なものとしましては八千代、甲田、向原の各処理区の施設整備費及び各処理施設の維持管理費等でございます。以上よろしく願いいたします。

○赤川委員長 以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

前重委員。

○前重委員 203ページの管理処理場の八千代浄化センター、甲田浄化センター、向原中央浄化センターのこれ現在、昨年度でよろしゅうございますが、日平均処理量をわかれば教えていただければと思いますが。

○赤川委員長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

上本下水道課長。

○上本下水道課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

八千代の日最大1,600トンでございますが、ここへ括弧書きで認可分と書いてます。実際工事を済ませておるのはこの半分、半分の処理能力を有しております。認可は日分を受けております。実際八千代が今まだ加入者が少ないもんですから300トンぐらいだったと思うんですけども、甲田がこの処理能力認可分1,900トン有しております。工事も実際完了しております。ここで1,300トンぐらい平均で入ってきてると思います。向原中央・南が認可分として1,650トンとあるんですが、南の浄化センターは現在建設しておりません。中央のみで850トンの処理能力を有しております。平均して800トンから850トンを現在処理しております。以上でございます。

○赤川委員長 ほか質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。これをもって認定第8号、平成21年度安芸高田

市特定環境保全公共下水道事業特別会計決算の認定についての質疑を終了いたします。

続いて認定第9号、平成21年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計決算の認定についての件を議題といたします。

建設部長から決算の概要について説明を求めます。

河野建設部長。

○河野建設部長 平成21年度の農業集落排水事業特別会計決算の概要について御説明申し上げます。

歳入総額4億675万1,701円、歳出総額4億674万2,191円でございます。市内各処理区の施設維持管理費等にかかわるものでございます。以上よろしく願いいたします。

○赤川委員長 以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。これをもって認定第9号、平成21年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計決算の認定についての質疑を終了いたします。

続いて認定第10号、平成21年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計決算の認定についての件を議題といたします。

建設部長から決算の概要について説明を求めます。

河野建設部長。

○河野建設部長 平成21年度の浄化槽整備事業特別会計決算の概要について御説明申し上げます。

歳入総額につきましては2億3,458万5,826円、歳出総額2億3,456万6,019円でございます。これは下水道管路の整備区域以外の区域における浄化槽施設建設及びその浄化槽の維持管理費にかかわるものでございます。以上よろしく願いいたします。

○赤川委員長 以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

入本委員。

○入本委員 決算書の296ページの収入未済額が109万1,184円となっておりますが、現在ではどういう状況になってますか。

○赤川委員長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

上本下水道課長。

○上本下水道課長 収入未済額が109万1,184円となっておりますが、9月22日現在14万3,469円徴収しております。未納額ですね、残りが94万7,715円となっております。以上でございます。

○赤川委員長 入本委員。

○入本委員 努力されておることは重々わかるわけですが、残の94万円の件数とその未納の要件について説明をお願いします。

○赤川委員長 答弁を求めます。

- 上本下水道課長。
- 上本下水道課長 件数は未納額で88件となっております。それで要件といたしますか、理由としては現在資料を持ち合わせておりませんので、そこらは後日提出させていただくということによろしいでしょうか。
- 赤川委員長 入本委員。
- 入本委員 大体な総括意見で結構なんですけど、やはりこういう未納がたまるというのは、今浄化槽なんで水道と直結していないケースがあろうかと思ったりするんですか、そのあたりの分析はどういうふうになってるんでしょうか。水道料と一括になってる場合とそうでないところがありますよね。そこら辺の分析がわかるように。
- 赤川委員長 答弁を求めます。
- 上本下水道課長。
- 上本下水道課長 浄化槽の使用料は水源が市水道のみの場合と市水道と他の水源、もう1つは全く市水道を使わずに他の水源というのがありまして、市水道のみの場合は水道課と一緒に連携して徴収には行っております。水源が市水道以外の場合はなかなか御理解いただけない部分もあるんですが、職員かなり徴収には回っておりますので、本人さんに今まで以上に話をし納めていただけるような内容を十分伝えるようにこれから今まで以上に努力していきたいと考えております。以上でございます。
- 赤川委員長 入本委員。
- 入本委員 浄化槽の場合こういう問題が前もって起きるんじゃないかという想定はされとったというのものもあるわけですね。それで28件というのがすべて上水ならとめればきくわけですが、今のように自家水とか他の水等ということになるとそれができないということで、こういう問題が発生してるんだと思いますが、28件が上水に絡んでないというふうに理解しておくのがベターだろうと思うんですが、そのあたりの見解をお聞きしたわけですが。
- 赤川委員長 答弁を求めます。
- 上本下水道課長。
- 上本下水道課長 ただいま資料をそろえておりませんので、後日提出させていただきたいと思っておりますのでよろしいでしょうか。
- 赤川委員長 ほかに質疑はありませんか。
- [質疑なし]
- 質疑なしと認めます。これをもって認定第10号、平成21年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計決算の認定についての質疑を終了いたします。
- 続いて認定第11号、平成21年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計決算の認定についての件を議題といたします。
- 建設部長から決算の概要について説明を求めます。
- 河野建設部長。
- 河野建設部長 平成21年度のコミュニティ・プラント整備事業特別会計決算の概要について御説明申し上げます。

歳入総額949万6,839円、歳出総額949万6,333円でした。その主なものは施設の維持管理費等によるものでございます。以上でございます。よろしく願いいたします。

○赤川委員長

以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。これをもって認定第11号、平成21年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計決算の認定についての質疑を終了いたします。

続いて認定第12号、平成21年度安芸高田市簡易水道事業特別会計決算の認定についての件を議題といたします。

建設部長から決算の概要について説明を求めます。

河野建設部長。

○河野建設部長

平成21年度の簡易水道事業特別会計決算の概要について御説明申し上げます。

歳入総額5億1,694万6,030円、歳出総額5億1,457万646円でした。これは各給水区における施設維持管理費及び八千代地区における管路の増径に伴う更新整備事業等でございます。以上よろしく願いいたします。

○赤川委員長

以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

入本委員。

○入本委員

これも収入未済額について伺うわけですが、先ほどの下水についてはそういうものがあつたと思いますが、ここでの542万というのは現在どういう状況でしょうか。

○赤川委員長

ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

近永水道課長。

○近永水道課長

簡易水道の未収金の状況でございますが、まず現年度分で滞納額が180万7,063円、5月末に入金ございました。この後9月15日で見ますと73件で71万2,017円収納しておりまして未納が90件で109万5,046円ございます。過年度分でございますが、平成22年3月31日の滞納額が565件で362万60円、9月15日までに収納したものが98件で36万55円、滞納が326万5円今現在残っておる状況でございます。

○赤川委員長

入本委員。

○入本委員

先ほどのように、このたびの場合は水道をとめるという手段もできるわけですね。現年度分に限って伺いますが、そのあたりの収納努力といますか、そのあたりはどのようにされてるのでしょうか。

○赤川委員長

答弁を求めます。

近永水道課長。

○近永水道課長

簡易水道の料金につきましては御指摘いただきましたように最悪の場合には給水停止を執行するという形で滞納整理をしております。事前に

訪問したり確約書をいただいたりしておりますが、簡易水道でいいますと給水停止の予告をしたものが119件、それでも入金がなくて実際に給水停止を執行したものが23件ございます。以上でございます。

- 赤川委員長 入本委員。
- 入本委員 やはり給水停止すると支払われるケースとかいうのはどういう状況ですか。停止したけど払わんとか、停止したら払ってなきやいけん状況だろうと思うんですが、払えば未済額が減ると思うんですが、そのあたりのバランスを。
- 赤川委員長 答弁を求めます。
近永水道課長。
- 近永水道課長 給水停止のお尋ねでございますが、給水停止をしてもたまったもの全額というのは非常に少のうございます。それでも分納の確約をしていたきまして今後につながるような形で分納誓約をいただいているのが状況です。それであつてもまたかつ履行されない場合がありますので、その場合には再度給水停止をさせていただくというような形で対応させていただいております。以上です。
- 赤川委員長 ほかに質疑はありませんか。
〔質疑なし〕
質疑なしと認めます。これをもって認定第12号、平成21年度安芸高田市簡易水道事業特別会計決算の認定についての質疑を終了いたします。
続いて認定第13号、平成21年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計決算の認定についての件を議題といたします。
建設部長から決算の概要について説明を求めます。
河野建設部長。
- 河野建設部長 平成21年度の飲料水供給事業特別会計決算の概要について御説明申し上げます。
歳入総額につきましては1,204万4,992円、歳出総額1,201万8,955円でございます。これにつきましては施設の維持管理等が主なものでございます。以上よろしく願いいたします。
- 赤川委員長 以上で説明を終わります。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
〔質疑なし〕
質疑なしと認めます。これをもって認定第13号、平成21年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計決算の認定についての質疑を終了いたします。
続いて認定第14号、平成21年度安芸高田市水道事業決算の認定についての件を議題といたします。
公営企業部長から決算の概要について説明を求めます。
河野公営企業部長。
- 河野公営企業部長 平成21年度安芸高田市水道事業の決算の概要を説明いたします。
水道事業の業務量としましては、全体の給水戸数5,791戸、1日平均水量は4,294立米でございました。施設の維持管理等営業収支に係る決算

では収入合計2億6,376万7,598円、支出合計2億1,946万5,087円でございます。昨年度と比較し業務系の使用水量が減少しておる現状でございます。また施設整備等に係る4条決算でございますが、資本的収入では2億3,829万1,607円、支出合計では3億1,275万11円でございます。主なものとしまして甲立浄水場等にかかわる建設に係るものが主なものでございます。以上よろしくお願いたします。

○赤川委員長

以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。これをもって認定第14号、平成21年度安芸高田市水道事業決算の認定についての質疑を終了いたします。

以上をもって本決算審査特別委員会に付託を受けましたすべての案件についての質疑を終結いたしました。

暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後3時31分 休憩

午後3時45分 再開

~~~~~○~~~~~

○赤川委員長

再開いたします。

これより討論に入ります。まず認定第1号、平成21年度安芸高田市一般会計決算の認定について討論はありますか。

〔討論なし〕

討論なしと認め討論を終結いたします。

これより認定第1号、平成21年度安芸高田市一般会計決算の認定についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。よって認定第1号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

続いて認定第2号、平成21年度安芸高田市国民健康保険特別会計決算の認定についての討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

討論なしと認め討論を終結いたします。

これより認定第2号、平成21年度安芸高田市国民健康保険特別会計決算の認定についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。よって認定第2号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

続いて認定第3号、平成21年度安芸高田市老人保健特別会計決算の認定についての討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

討論なしと認め討論を終結いたします。

これより認定第3号、平成21年度安芸高田市老人保健特別会計決算の認定についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。よって認定第3号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

続いて認定第4号、平成21年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計決算の認定についての討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

討論なしと認め討論を終結いたします。

これより認定第4号、平成21年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計決算の認定についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。よって認定第4号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

続いて認定第5号、平成21年度安芸高田市介護保険特別会計決算の認定についての討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

討論なしと認め討論を終結いたします。

これより認定第5号、平成21年度安芸高田市介護保険特別会計決算の認定についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。よって認定第5号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

続いて認定第6号、平成21年度安芸高田市介護サービス特別会計決算の認定についての討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

討論なしと認め討論を終結いたします。

これより認定第6号、平成21年度安芸高田市介護サービス特別会計決算の認定についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。よって認定第6号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

続いて認定第7号、平成21年度安芸高田市公共下水道事業特別会計決算の認定についての討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

討論なしと認め討論を終結いたします。

これより認定第7号、平成21年度安芸高田市公共下水道事業特別会計決算の認定についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。よって認定第7号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

続いて認定第8号、平成21年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計決算の認定についての討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

討論なしと認め討論を終結いたします。

これより認定第8号、平成21年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計決算の認定についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。よって認定第8号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

続いて認定第9号、平成21年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計決算の認定についての討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

討論なしと認め討論を終結いたします。

これより認定第9号、平成21年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計決算の認定についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。よって認定第9号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

続いて認定第10号、平成21年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計決算の認定についての討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

討論なしと認め討論を終結いたします。

これより認定第10号、平成21年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計決算の認定についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。よって認定第10号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

続いて認定第11号、平成21年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計決算の認定についての討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

討論なしと認め討論を終結いたします。

これより認定第11号、平成21年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計決算の認定についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。よって認定第11号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

続いて認定第12号、平成21年度安芸高田市簡易水道事業特別会計決算の認定についての討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

討論なしと認め討論を終結いたします。

これより認定第12号、平成21年度安芸高田市簡易水道事業特別会計決算の認定についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。よって認定第12号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

続いて認定第13号、平成21年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計決算の認定についての討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

討論なしと認め討論を終結いたします。

これより認定第13号、平成21年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計決算の認定についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。よって認定第13号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

続いて認定第14号、平成21年度安芸高田市水道事業決算の認定についての討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

討論なしと認め討論を終結いたします。

これより認定第14号、平成21年度安芸高田市水道事業決算の認定についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。よって認定第14号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上で本決算審査特別委員会に付託されました認定第1号から認定第14号までの14件についての審査はすべて終了いたしました。

なお委員会報告書の作成につきましては、私と副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕

御異議なしと認め、さように取り計らわせていただきます。

以上をもって決算審査特別委員会を閉会いたしますが、閉会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げさせていただきます。

委員の皆様には3日間にわたり慎重に御審議いただきありがとうございます。おかげをもちまして、予定しておりました日程のとおり審査を終えることができ安堵しているところでございます。

委員長の重責を全うできましたのもひとえに副委員長を初めとする委員皆様方の御協力のたまものと思っております。

今委員会での審査内容、採決結果につきましては、本会議最終日の委員会報告におきまして報告させていただきます。

簡単ではございますが、お礼とさせていただきます。皆様大変御苦労さまでございました。ありがとうございました。

~~~~~○~~~~~

午後4時00分 閉会